

大阪市地域密着型サービス事業者等の指定にかかる指導指針の一部改正について

大阪市地域密着型サービス事業者等の指導指針の一部を次のとおり改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
1 人員に関する指導指針 〔(1)・(2) 略〕 (3) 管理者の「兼務」に関する取扱(夜間対応型訪問介護を除く) <u>当該事業所の管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> 〔(4) 略〕 2 〔略〕 3 運営等に関する指導指針 (1) <u>運営推進会議(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては介護・医療連携推進会議、以下推進会議という)</u> ア 推進会議は、利用者、利用者の家族、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所はこれに加えて地域の医療関係者、並びに当該事業所の所在地の地域の代表(1人以上)により構成される協議会を設置する。</u> イ アの地域の代表とは、(校下)社会福祉協議会、地区民生委員協議会若	1 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 管理者の「兼務」に関する取扱(夜間対応型訪問介護を除く) <u>当該事業所の管理業務に支障がない場合に兼務できる併設事業所について、隣接する範囲として、道を隔てていても大通り等(信号がある)を挟まない場合については、一定の範囲で認める。</u> <u>ア 管理者のみを兼務する場合は、当該事業所を含め3事業所まで可とする。</u> <u>イ 管理者以外の職を兼務する場合は、他の1の事業所の管理者のみ可とする。</u> <u>ウ 介護職との兼務は当該の1事業所のみ可とする。</u> 〔(4) 同左〕 2 〔同左〕 3 〔同左〕 (1) 運営推進会議 ア 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、並びに当該事業所の所在地の地域の代表(1人以上)により構成される協議会を設置する。 イ アの地域の代表とは、(校下)社会福祉協議会、地区民生委員協議会若

しくは地域ネットワーク委員会等の代表者等を基本とするが、地域の実情により、町会長(又は町会長が認める場合はその他の町会役員)であっても差し支えない。 また、地域の医療関係者とは、市区医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられる。

ウ 会議は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護にあつては、概ね6カ月に1回以上、小規模多機能型居宅、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護にあつては、概ね2カ月に1回以上開催し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

[エ～オ 略]

(2) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を義務づける。

別表1 [略]

別表2

夜間対応型訪問介護の指導指針

1 人員に関する指導指針

(1) 管理者

ア 原則として、常勤で専ら当該事業所の管理業務を行う。

・管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務の兼務可能。

しくは地域ネットワーク委員会等の代表者等を基本とするが、地域の実情により、町会長(又は町会長が認める場合はその他の町会役員)であっても差し支えない。

ウ 会議は、概ね2カ月に1回以上開催し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

[エ～オ 同左]

(2) [同左]

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を義務づける。ただし、令和6年3月31日までの3か年は努力義務とする。

別表1 [同左]

別表2

夜間対応型訪問介護の指導指針

1 [同左]

(1) 管理者

ア 原則として、常勤で専ら当該事業所の管理業務を行う。

・管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務の兼務可能。

又は他の事業所、施設等（当該夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の他の業務と兼務可能。管理者のみを兼務する場合は、当該事業所を含め3事業所まで可とする。また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。

〔(2) ～(5) 略〕
2 〔略〕

別表 3

認知症対応型通所介護の指導指針

＜単独型・併設型＞〔略〕

1 〔略〕
2 施設・設備に関する指導指針

〔(1) 略〕
(2) 静養室に関する指導指針
〔ア～ウ 略〕

エ 食堂・機能訓練室に隣接する構造とすること。
〔(3)～(6) 略〕

＜共用型＞〔略〕

別表 4 ～ 8 〔略〕

又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の他の業務と兼務可能。管理者のみを兼務する場合は、当該事業所を含め3事業所まで可とする。また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。 併設事業所について、隣接する範囲として、道を隔てていても大通り等・（信号がある）を挟まない場合については、一定の範囲で認める。

〔(2) ～(5) 略〕
2 〔同左〕

別表 3

認知症対応型通所介護の指導指針

〔同左〕
1 〔同左〕
2 〔同左〕
〔(1) 同左〕
(2) 〔同左〕
〔ア～ウ 略〕

エ 食堂・機能訓練室から見渡せる構造とすること。
〔(3)～(6) 同左〕

＜共用型＞〔同左〕

別表 4 ～ 8 〔同左〕

別表 9 地域密着型通所介護の指導指針 1 [略] 2 施設・設備に関する指導指針 〔(1) 略〕 (2) 静養室に関する指導指針 〔ア～ウ 略〕 エ 食堂・機能訓練室に隣接する構造とすること。 〔(3) ～(6) 略〕 <療養型> [略]	別表 9 地域密着型通所介護の指導指針 1 [同左] 2 施設・設備に関する指導指針 〔(1) 同左〕 〔(2) 同左〕 〔ア～ウ 同左〕 エ 食堂・機能訓練室から見渡せる構造とすること。 〔(3) ～(6) 同左〕 <療養型> [同左]
---	--

附 則

この改正は、令和7年 月 日から施行する。